

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 20 日 本紙第 5422 号

【法令名】

○押収物還付公告令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 22 日 政令第 216 号

【管轄省庁】

法務省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 25 日

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 22 年 10 月 22 日政令第 215 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日

【制定の根拠規定】

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第1項及び第2項

【法令のあらまし】

- ・ 検察官及び司法警察員による還付の公告
 - (1) 還付の公告は、検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ14日間掲示する方法によって行い、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。

(第2条第1項関係)
 - (2) 掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、(1)にかかわらず、官報に掲載する方法によって行わなければならない。

(第2条第2項関係)

【改正される法令】

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

.....